

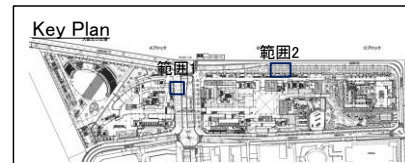
# 制度別詳細1-2-⑧(道路占用に関する事項)

## 制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

### 制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

#### (参考)8. 電源コンセント

大阪駅北1号線「賑わい軸」歩道部(北区大深町4番20号、3番1号地先):36ヶ所  
 大阪駅北2号線「シンボル軸」歩道部(北区大深町3番1号及び40号地先):39ヶ所



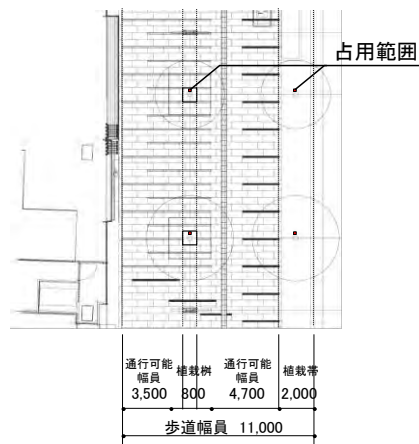
#### ■施設等のイメージ

□設置状況

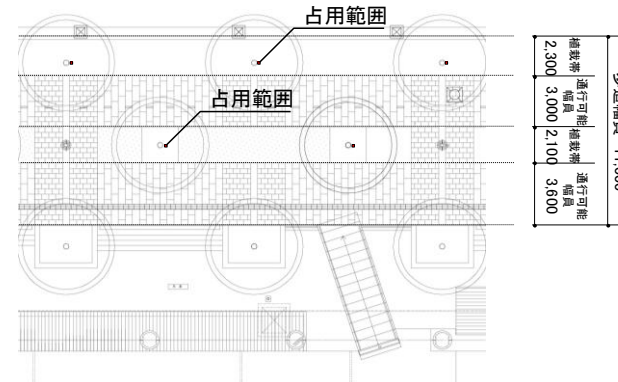


#### ■配置計画図

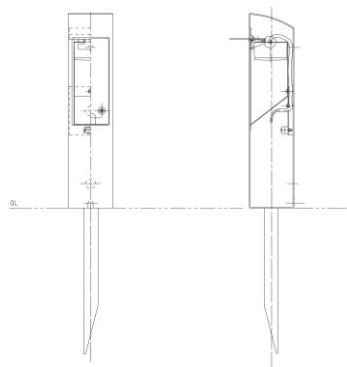
【範囲1】



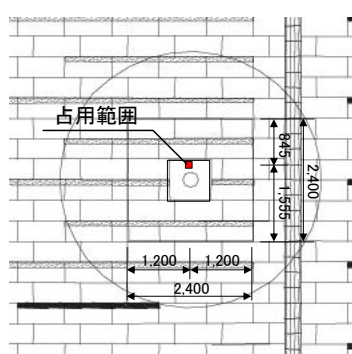
【範囲2】



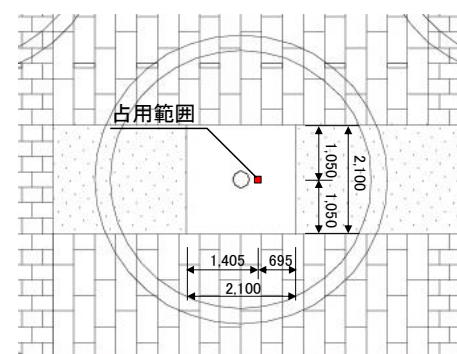
【参考図】



【設置位置詳細図】



【設置位置詳細図】



凡例 通常の道路占用許可を受ける予定の区域



制度別詳細2(都市利便増進協定に関する事項)都市再生特別措置法74条

制度の活用計画			
事業内容	事業期間	取組主体	活用する制度の詳細
1 広告板・バナー広告の設置・管理	H27～H29	【設置・管理】 一般社団法人グランフロント大阪TMO (推進法人)	1. 協定締結者 ・大阪市 ・大阪駅北地区先行開発区域事業者(地権者) ・一般社団法人グランフロント大阪TMO(都市再生推進法人)  2. 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域 (協定を想定している区域) 22頁参照
2 オープンカフェ・売店等(食事施設・購買施設)の設置・管理	H27～H29	【設置・管理】 一般社団法人グランフロント大阪TMO (推進法人)	3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・広告板・バナー広告 ・オープンカフェ・売店等(食事施設・購買施設) ・案内サイン ・多機能照明柱 ・防犯カメラ ・屋外ベンチ ・アツパーライト ・非常用電源コンセント ・歩道関連施設 ・敷地内広告
3 案内サイン(自動車案内、広域案内)の設置・管理	H27～H29	【設置】大阪駅北地区先行開発区域 事業者(地権者) 【占有・管理】大阪駅北地区先行開 発区域事業者(地権者)・一般社団法 人グランフロント大阪TMO(推進法人)	(2)都市利便増進施設の整備方法・費用負担 ・大阪駅北地区先行開発区域事業者、および一般社団法人グラン フロント大阪TMO(都市再生推進法人)が整備・費用負担を行う。 (ただし9「高質な歩道空間の整備・管理」に関して新たに整備する施設 については、それを必要とする者が整備・費用負担を行う。)
4 多機能照明柱の設置・管理	H27～H29	【設置】大阪駅北地区先行開発区域 事業者(地権者) 【占有・管理】大阪駅北地区先行開 発区域事業者(地権者)・一般社団法 人グランフロント大阪TMO(推進法人)	(3)都市利便増進施設の管理方法・費用負担 ・一般社団法人グランフロント大阪TMO(都市再生推進法人)は、 「2.」に示す協定区域内において次に掲げる業務を実施する。 ○都市利便増進施設及び周辺の維持管理の実施 ○都市利便増進施設及び周辺における違法駐輪抑制への取り組み ○都市利便増進施設及び周辺における良好な景観の保全 ○都市利便増進施設及び周辺における安全な歩行者環境の確保 ・上記の管理に要する費用の一部については、推進法人がオープン カフェ、広告等で得た収益を充当する。 ・上記の事業の一部について「大阪市エリアマネジメント活動促進条 例」を活用する。
5 防犯カメラの設置・管理	H27～H29	【設置】大阪駅北地区先行開発区域 事業者(地権者) 【占有・管理】大阪駅北地区先行開 発区域事業者(地権者)・一般社団法 人グランフロント大阪TMO(推進法人)	
6 屋外ベンチの設置・管理	H27～H29	【設置】大阪駅北地区先行開発区域 事業者(地権者) 【占有・管理】大阪駅北地区先行開 発区域事業者(地権者)・一般社団法 人グランフロント大阪TMO(推進法人)	

制度の活用計画

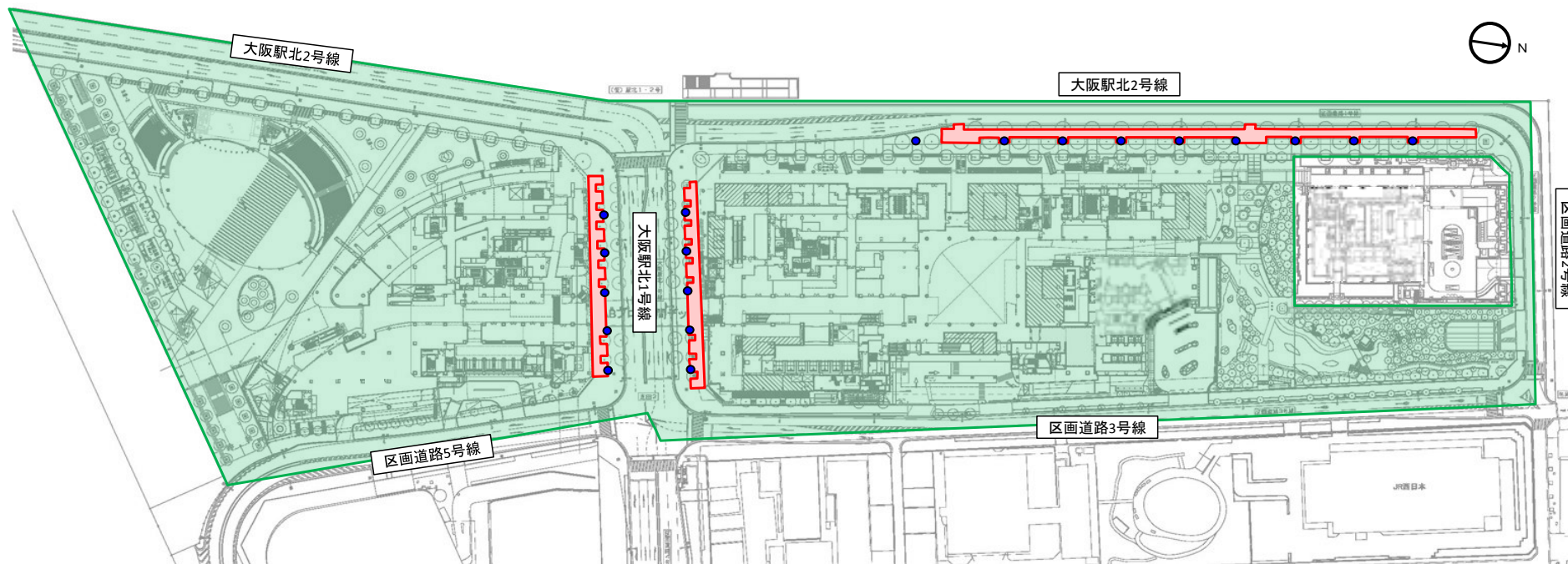
事業内容	事業期間	取組主体	活用する制度の詳細
7 アッパーライトの設置・管理	H27～H29	【設置】大阪駅北地区先行開発区域事業者(地権者) 【占用・管理】大阪駅北地区先行開発区域事業者(地権者)・一般社団法人グランフロント大阪TMO(推進法人)	(前頁参照)
8 非常用電源コンセントの設置・管理	H27～H29	【設置】大阪駅北地区先行開発区域事業者(地権者) 【占用・管理】大阪駅北地区先行開発区域事業者(地権者)・一般社団法人グランフロント大阪TMO(推進法人)	
9 高質な歩道空間の整備・管理	H27～H29	【整備】新たに整備する施設については、それを必要とする者により整備・費用負担する。 【管理】大阪市・大阪駅北地区先行開発区域事業者(地権者)・一般社団法人グランフロント大阪TMO(推進法人) ※新たに整備する施設に関する管理については、それを必要とする者により管理・費用負担する。	
10 敷地内広告の設置・管理	H27～H29	【設置・管理】一般社団法人グランフロント大阪TMO(推進法人)	

# 制度別詳細2-1-①(都市利便増進協定に関する事項)

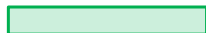
## 制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

都市利便増進協定区域及び都市利便増進施設(事業番号1~2)の設置位置



都市利便増進施設の一体的な整備・管理が必要と認められる区域



凡例 都市利便増進施設(事業番号1~2)

1. 広告板・バナー広告(多機能照明柱の一部) ●

2. オープンカフェ・売店等(食事施設・購買施設) ■